

社会福祉法人希望館
特別養護老人ホーム希望館 運営規程
(従来型指定介護老人福祉施設運営規程)

第 1 章 事業の目的及び運営の方針等

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人希望館が設置運営する指定介護老人福祉施設希望館(以下、「施設」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め施設の適正な運営を図るとともに、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

2 この規程は、社会福祉法人希望館が設置運営する特別養護老人ホーム希望館の運営及び利用について準用するものとする。この場合、この規程における「管理者」は「施設長」に、「従業者」は「職員」に、それぞれ読み替えるものとする。

(基本方針)

第 2 条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するよう努めるものとする。

3 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

6 前5項のほか、「高崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成 24 年高崎市条例第 44 号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホーム希望館
- 二 所在地 高崎市江木町 1093 番地 1

第 2 章 従業員の職種、員数及び職務の内容

第 4 条 施設には次の従業者を置く。

(1) 管理者 1 名

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。

(2) 嘱託医 2 名

入所者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

(3) 生活相談員 2 名(併設短期入所生活介護と兼務)

入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は身元引受人(家族等)の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(4) 看護職員 3 名以上(併設短期入所生活介護と兼務)

医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

(5) 介護職員 37 名以上(併設短期入所生活介護と兼務)

入所者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

(6) 管理栄養士 1 名 栄養士 1 名(併設短期入所生活介護と兼務)

入所者に提供する食事の管理、入所者の栄養指導に従事する。

(7) 調理員 11 名以上

入所者に提供する食事の準備、提供に従事する。

(7) 機能訓練指導員 1 名

入所者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練を行う。

(8) 介護支援専門員 1 名

施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

(9) 事務員 3 名以上

施設の庶務及び会計事務に従事する。

2 前項に定めるものの他、必要がある場合はその他の従業者を置くことができる。

(定員)

第 5 条 施設の定員は 100 名とする。

第 3 章 入所者に提供する施設サービスの内容及び利用料その他費用の額

(サービスの取り扱い方針)

第 6 条 施設サービスは、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況に応じて、その者の処遇を妥当適切に行うものとする。

- 2 施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 3 施設の従業者は、施設サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明するものとする。
- 4 施設は、自らその提供するサービスの質について評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(施設サービス計画)

第 7 条 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成にあたっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めるものとする。
- 3 介護支援専門員は、入所者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通して問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
- 4 介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)にあたっては、入所者及びその家族に対して面接して行う。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
- 5 介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上での留意事項等を記載したサービス計画の原案を作成するものとする。
- 6 介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対するサービスの提供にあたる他の担当者(以下「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的に見地からの意見を求めるものとする。
- 7 介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
- 8 介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
- 9 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握(入所者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 介護支援専門員は、第 5 項に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)にあたっては、入所者及び家族並びに担当者との連絡を継続的に行うものとし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。
 - 一 定期的に入所者に面接を行う
 - 二 定期的モニタリングの結果を記録する
- 11 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- 一 入所者が介護保険法第 28 条第 2 項に規定する要介護更新認定を受けた場合。
 - 二 入所者が介護保険法第 29 条第 1 項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合。
- 12 第 2 項から第 8 項までの規定は、第 9 項に規定するサービス計画の変更について準用する。

(介護サービス)

第 8 条 介護サービスは、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じ、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行わなければならない。

- 一 1 週間に 2 回以上、適切な方法による入浴の機会の提供(入浴ができない場合は清拭)
- 二 排泄の自立についての必要な支援
- 三 おむつを使用せざるを得ない入所者については排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り換え
- 四 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援
- 五 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制の整備

(食事の提供)

第 9 条 食事の提供にあたっては、食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供するものとする。

- 2 施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援し、食堂で食事を摂ることができない入所者にあたっては、居室に配膳し必要な食事援助を行うものとする。
- 3 施設は、入所者が食事を摂るにあたっては、出来る限りその能力に十分配慮するよう努めるものとする。

(相談援助)

第 10 条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与)

第 11 条 施設は、教養娯楽設備を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

- 2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
- 3 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 4 施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第 12 条 施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(健康管理)

第 13 条 嘱託医又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取るものとする。

2 医務室には、常時必要な医薬品及び診療用機材器具を備え付ける。

3 入所者に入院の必要な事態が生じた場合には、速やかに別に定める協力医療機関等に引き継ぐものとする。

(入所者の入院中の取扱い)

第 14 条 施設は、入所者について、入院する必要がある場合であって、入院後おおむね 3 ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるようにするものとする。

(利用料等)

第 15 条 指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入所者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生労働省告示第21号)によるものとする。

2 施設は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。

一 食事の提供に要する費用

二 居住に要する費用

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供に要する費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められる便宜の徴収

3 前 2 項第六号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、管理者が別に定める。

4 前 2 項第一号及び第二号については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。

5 前 4 項の利用料等の支払いを受けたときは、入所者又はその家族に対して利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付するものとする。

6 指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

7 法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付するものとする。

- 8 施設は、利用料の額が変更となる場合は、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、変更後の額及びその根拠について説明を行い、同意を得るものとする。

(要介護認定に係る援助)

第 16 条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめることとする。

- 2 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。
- 3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

第 4 章 入所及び退所

(内容及び手続きの説明及び同意等)

第 17 条 施設は、あらかじめ入所申込者又はその家族に対し、この運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制その他の入所申込者の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して、懇切丁寧に説明を行い、施設サービスの開始について入所申込者の同意を得るものとする。

- 2 施設は、入所定員に達している場合又は入所申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難である等正当な理由がある場合を除き、入所契約の締結を拒むことはできない。
- 3 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な医療機関若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第 18 条 施設は、入所申込者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期限を確かめるものとする。

- 2 施設は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するよう努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第 19 条 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。

- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(入所)

第 20 条 入所申込者の施設への入所は、入所申込者と施設の契約により行うものとする。

- 2 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。
- 3 施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超過している場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めるものとする。
- 4 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。
- 5 施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、第 5 条に定める従業者の間で協議し、定期的に検討し、その内容を記録するものとする。

(退所)

第 21 条 施設は、入所者に次の事由が生じた場合は、入所者又はその家族等に対し、7 日間の期間を定め、その理由を付して契約の解除について予告するものとする。

- 一 入所者が無断で退所し、7 日間経過しても帰所の見込みがないとき
 - 二 入所者が入院し、明らかに 3 ヶ月以上入院することが見込まれるとき
 - 三 入所者の行動が施設の目的及び運営の方針に著しく反するとき
 - 四 入所者が負担すべき費用を 3 ヶ月滞納したとき
- 2 入所者に次の事由が生じた場合は、契約は終了するものとする。
- 一 要介護認定の更新において、要介護 2 以下又は自立と認定されたとき
 - 二 入所者が死亡したとき
 - 三 入所者が契約の解除を通告し、7 日間が経過したとき
 - 四 管理者が前項に規定する契約解除の予告をし、予告期間が経過したとき
 - 五 入所者が入院した後、おおむね 3 か月を経過しても退院できないとき
 - 六 他の介護保険施設への入所が決まり、その受け入れが出来る状態になったとき
- 3 施設は、入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、入所者及びその家族の希望、入所者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、入所者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。
- 4 施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に務めるものとする。

(サービス提供の記録)

第 22 条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

第 5 章 施設利用にあたっての留意事項

(外出及び外泊)

第 23 条 入所者は、外出又は外泊しようとするときはその都度行き先、用件、施設へ帰着する予定日時等を管理者へ届け出て許可を得なければならない。

2 前項の許可を受けた者が許可内容を変更するときは、事前にその旨を申し出なければならない。

(面会)

第 24 条 入所者に面会しようとする者は、面会簿に所定事項を記載し管理者の確認を得て面会しなければならない。

(健康保持)

第 25 条 入所者は、努めて健康に留意し、施設が実施する健康診断は特別な理由がない限りこれを拒否してはならない。

(身上変更の届出)

第 26 条 入所者は、身上に関する重要な変更が生じたときは速やかに管理者に届け出なければならない。

(禁止事項)

第 27 条 入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒をすること
- 二 指定された場所以外で火気を用い、又は自炊すること
- 三 けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること
- 四 その他管理者が定めたこと

(損害賠償)

第 28 条 入所者が、故意又は過失によって施設の設備に損害を与えたときは、その損害を弁償させ又は現状に回復させることができる。

第 6 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 29 条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める

ものとする。

第 7 章 その他施設の運営に関する重要事項

(入所者に関する市町村への通知)

第 30 条 施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- 一 正当な理由なしに施設サービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき
- 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき

(衛生管理等)

第 31 条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
 - 二 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する
 - 三 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する
 - 四 前第一号から第三号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う

(協力医療機関等)

第 32 条 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

- 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること
 - 二 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること
 - 三 入所者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること
- 2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
 - 3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」と

いう。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。

- 4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
- 5 施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入所させることができるように努めるものとする。
- 6 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(個人情報の保護)

第 33 条 施設は、入所者又は家族の個人情報について「社会福祉法人 希望館 個人情報保護に関する基本方針」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 施設が得た入所者又は家族の個人情報については、施設での指定介護福祉施設サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(秘密の保持)

第 34 条 従業者は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第 35 条 施設は、提供したサービスに係る入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとする。

- 2 施設は、提供したサービスに関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入所者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。
- 3 施設は、提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第 176 条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

(地域との連携)

第 36 条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

- 2 施設はその運営に当たっては提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して市町村が派遣するものが相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 37 条 施設は、サービス提供を行っているときに、入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、嘱託医及び協力医療機関の協力を得て、当該嘱託医及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めておくものとする。

- 2 施設は、前項の嘱託医及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 38 条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
 - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する
 - 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う
 - 四 前第一号から第三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
 - 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
 - 4 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 39 条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - 二 虐待防止のための指針の整備
 - 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - 四 前第一号から第三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第 40 条 施設は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する

(業務継続計画の策定等)

第 41 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第 42 条 施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催するものとする。

(勤務体制の確保等)

第 43 条 施設は、入所者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 施設は、当該施設の従業者によってサービスを提供するものとする。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。
- 4 施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回

(ハラスメント)

第 44 条 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(記録の保管)

第 45 条 施設は、指定介護福祉施設サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

(掲示)

第 46 条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料、苦情解決の手順その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

第 8 章 雑 則

(改正)

第 47 条 この規程の改正は理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。